

●改正犯罪収益移転防止法の施行に伴う「外国PEPs」への該当のご確認について

この度、2016年10月1日に犯罪収益移転防止法が改正され、当社とのお取引にあたって、お客様が「外国PEPs（外国政府等において重要な公的地位にある者等）」に該当するかについて厳格な確認が必要となりました。

つきましては、以下をご覧ください、お客様が「外国PEPs」に該当する場合は、当社業務管理部（0800-5000-968）までお問い合わせください。

【外国PEPsとは？】

外国政府等において重要な公的地位にある方等をいいます。当社は、「外国PEPs」について以下の通り定義します。

- (1) 外国の元首
- (2) 外国政府等において、下記の職にある方
 - ① 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
 - ② 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ③ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ④ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ⑤ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - ⑥ 中央銀行の役員
 - ⑦ 予算について国会の議決を経または承認を受けなければならない法人の役員
- (3) 過去において上記(1)または(2)であった方
- (4) 上記(1)～(3)に該当する方の家族
家族の範囲は、外国PEPsの配偶者（内縁関係・事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹および外国PEPsの配偶者の父母、子。ただし、(1)～(3)に掲げる方が逝去されている場合は、(4)に該当しません。
- (5) 上記(1)～(4)に該当する方が実質的支配者である法人

【PEPsの家族の範囲】

